

平成27年2月16日

第66回 神戸市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価書に係る第三者点検の実
施方法について

(市民参画推進局)

特定個人情報保護評価における第三者点検の実施方法について

1 特定個人情報保護評価について

(1) 趣旨・目的

特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル又は個人情報データベース）を保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。これにより、特定個人情報の漏えいを未然に防止するとともに、国民の信頼の確保を図る。

(2) 実施時期

事前対応による特定個人情報の漏えいの未然防止が目的の1つであることから、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの開発前に実施する。

(3) 評価内容

特定個人情報保護評価には、基礎的な評価を行う「基礎項目評価」、重要な部分に重点を置いて評価する「重点項目評価」、詳細な事項について評価を行う「全項目評価」の3つの類型があり、評価を行う機関においては、個人番号を取り扱う事務ごとに、情報の対象となる人数、取り扱う職員の数、特定個人情報に関する事故の有無に基づき、いずれの評価を行うかが決定される。

2 第三者点検について

実施機関が行う特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に審査する。

(1) 実施主体

神戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）

平成26年9月 神戸市個人情報保護条例を改正し、当該点検事務を審議会の所掌事務として追加

(2) 実施対象

ア 特定個人情報保護評価書のうち「全項目評価書」（本市では計14件を予定）

イ その他、実施機関が諮問する特定個人情報評価書

(3) 実施方法（案）

点検を行うための新たな部会として「特定個人情報保護評価点検部会」を設置

ア 上記部会において評価書を点検。この結果をふまえ、実施機関は当該評価書に必要な修正を行う。

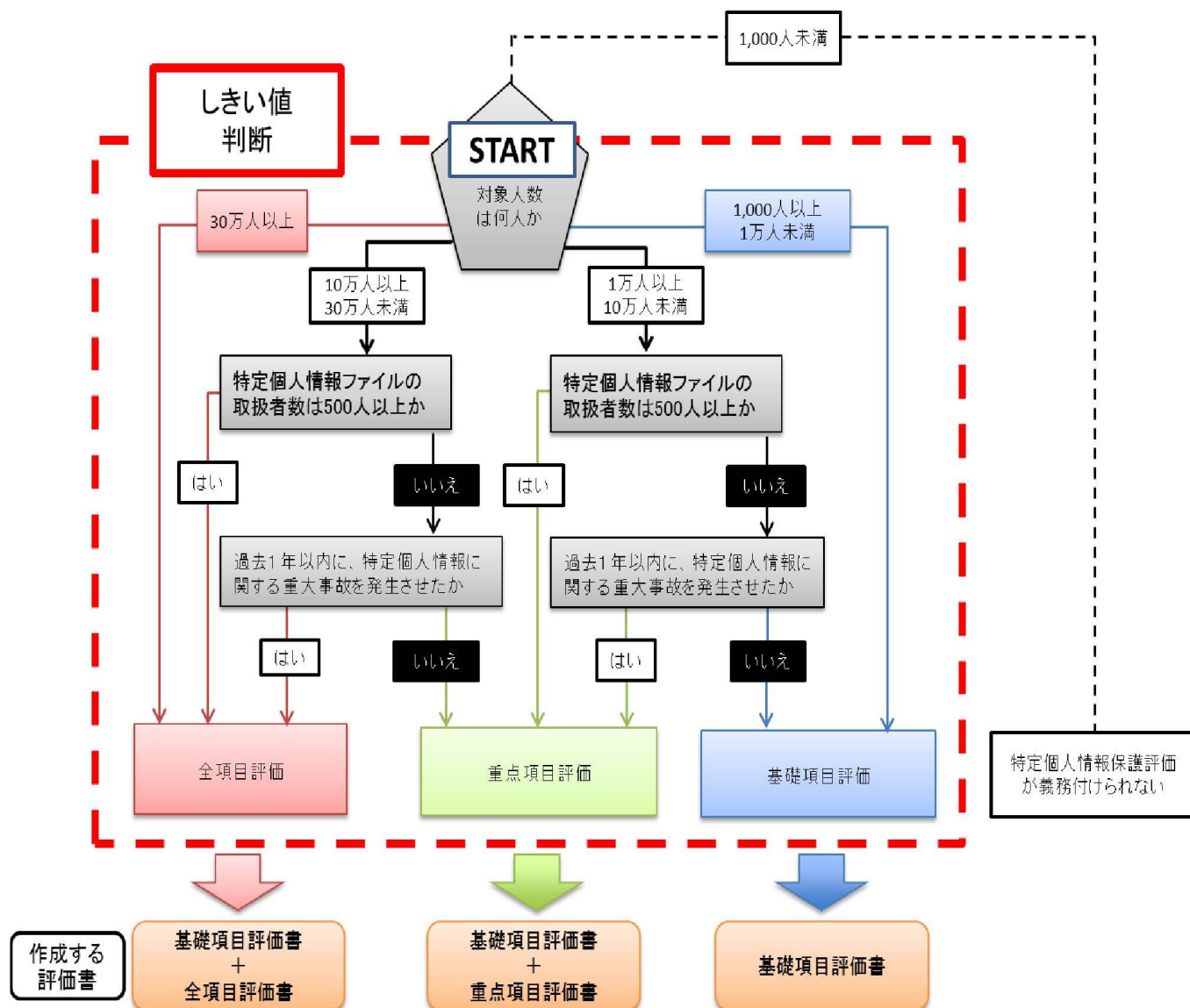
イ 実施機関から審議会に対し、新たな個人情報として「個人番号」を電子計算機処理するにあたり必要となる従前の諮問内容の説明を行う。審議会は、部会での点検結果もふまえ、あわせて審議のうえ答申。

ウ 実施機関は、答申を受け評価書（答申に基づき修正が必要な場合は当該修正後）を特定個人情報保護委員会へ提出・公表

【参考】

- | | | |
|--------|---------------|------------------------|
| 資料6別図① | 特定個人情報保護評価の概要 | （内閣府・特定個人情報保護委員会 公表資料） |
| 資料6別図② | 特定個人情報保護評価書様式 | <全項目評価書（記載要領含む）> |

【しきい値判断フロー図（「特定個人情報保護評価指針の解説」より）】



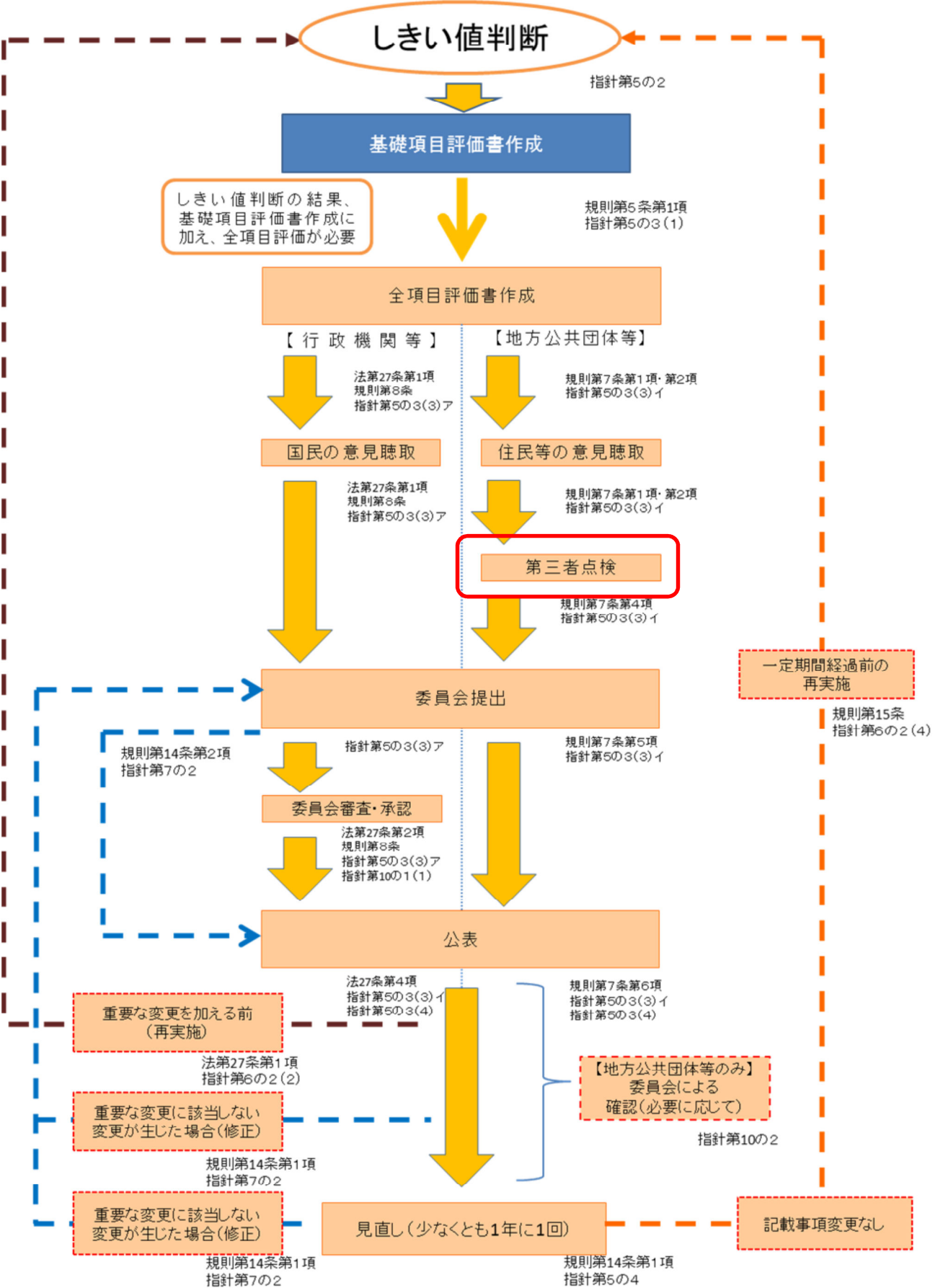
【特定個人情報保護評価の実施方法の違い】

しきい値判断の結果	評価の種類	国民（住民）の意見聴取(*1)	第三者点検	公開(*2)
	基礎項目評価	×	×	○
	基礎項目評価+ 重点項目評価	△ ※各機関の裁量により意見聴取を実施可能	△ ※各機関の裁量により第三者点検を実施可能	○
	基礎項目評価+ 全項目評価	○ ※全件意見聴取を実施	○ ※全件第三者点検を実施	○

*1：意見聴取を実施した場合は、得られた意見を十分考慮したうえで評価書に必要な見直しを行う。

*2：特定個人情報保護委員会への提出を含む。

全項目評価実施フロー



第 10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(1) 承認対象

委員会は、上記第 5 の 3 (3) アに基づき行政機関等から委員会に提出された全項目評価書を審査し、承認するものとする。委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わないものとする。

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の 2 つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正を求めるものとする。

(案)

神戸市個人情報保護審議会 特定個人情報保護評価書点検部会 運営要綱

平成27年2月 日

神戸市個人情報保護審議会会長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市個人情報保護審議会運営要綱（平成9年12月25日神戸市個人情報保護審議会会長決定）第5条に基づき、特定個人情報保護評価書点検部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検部会)

第2条 審議会に、特定個人情報保護評価書点検部会（以下「点検部会」という。）を置く。

- 2 点検部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する。
- 3 点検部会に部会長を置き、点検部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 規則第2条第3項の規定については部会長に、第3条の規定については点検部会に、それぞれ準用する。
- 5 本条及び次条に定めるもののほか、点検部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が点検部会に諮って定める。

(点検部会の審議)

第3条 点検部会は、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第33条に規定する、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議する。

- 2 点検部会の会議は原則公開とする。ただし、調査審議内容が情報セキュリティ確保の観点から公開にふさわしくない場合その他点検部会が特に必要であると認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 部会長は、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。